

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 日

標準型訪問サービス事業所
管 理 者 様

尼崎市法人指導課長

標準型訪問サービスにおける訪問事業責任者の取り扱いについて（通知）

平素は本市行政の推進にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

みだしのことにつきまして、第一号訪問事業（標準型訪問サービス）における訪問事業責任者について、別紙のとおり取り扱うこととしますので、訪問事業責任者の人員基準及び運営基準等について、改めて確認いただきますようお願いいたします。

以 上

<介護事業所指定担当>

Tel : 06(6489)6322 Fax : 06(6482)3512

Mail : ama-kaigo-shitei@city.amagasaki.hyogo.jp

現 行

変更後

<p>① 訪問事業責任者の配置基準について</p> <p>1人以上の配置が必要。</p> <p>訪問介護又は専門型訪問サービスの指定を併せて受けており、一体的にサービス提供を行っている事業所については、サービス提供責任者（以下「サ責」という。）が2人以上配置されている場合において、2人目以降のサ責が訪問事業責任者を兼務することが可能な場合がありうる（<u>1人目のサ責が訪問事業責任者を兼務することは不可</u>）。</p>	<p>1人以上の配置が必要。</p> <p>ただし、訪問介護又は専門型訪問サービスの指定を併せて受けており、一体的にサービス提供を行っている事業所については、<u>サ責の員数の基準を満たすことをもって、訪問事業責任者の配置基準を満たしているものとみなし、別に訪問事業責任者を配置する必要はない。</u></p>
<p>② 訪問事業責任者が担当する員数について</p> <p>サ責のような員数の基準は設けない。</p> <p><u>2人目以降のサ責が訪問事業責任者を兼務する場合は、訪問介護（専門型訪問サービス）の利用者数が39人以下であれば、標準型訪問サービスの利用者数に基準は設けない。</u></p>	<p><u>サ責の員数の基準を満たすことをもって、訪問事業責任者の配置基準を満たしているものとみなされる事業所については、標準型訪問サービスの利用者数も含めて、サ責の員数の基準内に収めることを要する。</u></p> <p>なお、サ責とは別に訪問事業責任者を配置する場合は、これまでどおり、員数の基準は設けない。</p>
<p>③ サ責と訪問事業責任者の兼務について</p> <p>サ責が2人以上配置されている場合において、<u>2人目以降のサ責が訪問事業責任者を兼務することが可能な場合がありうる</u>（1人目のサ責が訪問事業責任者を兼務することは不可）。</p>	<p>サ責の員数の基準を満たすことをもって、<u>訪問事業責任者の配置基準を満たしているものとみなされる事業所であれば、別に訪問事業責任者を配置する必要がないため、兼務そのものが存在しない。</u></p> <p>なお、サ責の員数の基準を超える程度の標準型訪問サービスの利用者がある事業所には、サ責とは別に訪問事業責任</p>

者を配置する必要があることに留意すること。

④ 管理者がサ責及び訪問事業責任者を兼務することについて

管理者がサ責と訪問事業責任者を兼務することは、3兼務となるため不可。 サ責の員数の基準を満たすことをもって、訪問事業責任者の配置基準を満たしているものとみなされる事業所であれば、別に訪問事業責任者を配置する必要がないため、管理者とサ責の兼務ということになる。

なお、サ責の員数の基準を超える程度の標準型訪問サービスの利用者がある事業所には、サ責とは別に訪問事業責任者を配置する必要があることに留意すること。

⑤ 訪問事業責任者の資格要件について

- サ責の資格要件を満たしている者
- 3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修過程（2級過程を含む）を修了したもの
- 法人が訪問介護の運営について3年以上の経験を有する場合は、「介護職員初任者研修（2級過程を含む）修了者で介護等の業務に従事した経験が3年未満の者」又は「1年以上介護等に従事した3級過程修了者及び生活支援サポーター養成研修修了者」も可。
- サ責の資格要件を満たしている者
- 介護職員初任者研修過程（2級過程を含む）修了者
- 生活援助従事者研修過程修了者
- 3級過程修了者
- 生活支援サポーター養成研修修了者

訪問事業責任者の取り扱いに関するQ & A

問1 「訪問介護又は専門型訪問サービスの指定を併せて受けており、一体的にサービス提供を行っている事業所については、サ責の員数の基準を満たすことをもって、訪問事業責任者の配置基準を満たしているものとみなし、別に訪問事業責任者を配置する必要はない。」とされているが、このような場合であっても、別に訪問事業責任者を配置することは出来るのか。

(答)

可能である。

ただし、この場合において、訪問事業責任者として訪問介護又は専門型訪問サービスの利用者を担当することは出来ないことに留意すること。

問2 訪問事業責任者が担当する員数について「サ責の員数の基準を満たすことをもって、訪問事業責任者の配置基準を満たしているものとみなされる事業所については、標準型訪問サービスの利用者数も含めて、サ責の員数の基準内に収めることを要する。」とあるが、具体的にはどういうことか。

(答)

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下「省令」という。）」第5条第2項において、「指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（中略）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。（以下略）」とされていることから、訪問事業責任者の配置基準を満たしているものとみなされる事業所については、標準型訪問サービスの利用者の数を、省令第5条第2項に規定する利用者の数に含めなければならない、ということである。

問3 サ責の員数の基準を満たすことをもって、訪問事業責任者の配置基準を満たしているものとみなされる事業所については、別に訪問事業責任者を配置する必要はないとされているが、付表や勤務形態一覧表等への記載はどのようにすればよいか。

(答)

訪問事業責任者を配置する必要がないことから、サービス提供責任者の欄にサ責となる職員の氏名等を記載することで足りるものである（訪問事業責任者の欄は空欄となる）。

また、勤務形態一覧表の記載について、①職種は「サービス提供責任者」となり、②勤務形態は「A（常勤専従）」又は「C（非常勤専従）」といった表記になる。

問4 訪問事業責任者の取り扱いについて変更後の配置例を具体的に示してほしい。

(答)

以下に利用者数別の人員配置の一例を示す。

**A 「訪問介護（専門型サービス）利用者：30人・標準型サービス利用者：10人」
の場合**

配 置 基 準	
現 行	①サービス提供責任者1人（常勤）・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ サ責が標準型サービスの利用者を担当することは出来ない。
変 更 後	①サービス提供責任者1人（常勤） ※ 訪問事業責任者の配置があるものとみなされる。 ②サービス提供責任者1人（常勤）・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ サ責が標準型サービスの利用者を担当することも出来る（10人まで）。

**B 「訪問介護（専門型サービス）利用者：30人・標準型サービス利用者：20人」
の場合**

配 置 基 準	
現 行	①サービス提供責任者1人（常勤）・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ サ責が標準型サービスの利用者を担当することは出来ない。
変 更 後	①サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ※ 訪問事業責任者の配置があるものとみなされる。 ②サービス提供責任者1人（常勤）・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ サ責が標準型サービスの利用者を担当することも出来る（10人まで）。

C 「訪問介護（専門型サービス）利用者：40人・標準型サービス利用者：20人」
の場合

配 置 基 準	
現 行	<p>①サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ※ 2人目のサ責が訪問事業責任者と兼務出来る。</p> <p>②サービス提供責任者1人（常勤）・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ サ責が標準型サービスの利用者を担当することは出来ない。</p>
変 更 後	<p>①サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ※ 訪問事業責任者の配置があるものとみなされる。</p> <p>②サービス提供責任者1人（常勤）・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ サ責が標準型サービスの利用者を担当することは出来ない。</p>

D 「訪問介護（専門型サービス）利用者：60人・標準型サービス利用者：20人」
の場合

配 置 基 準	
現 行	<p>①サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ※ 2人目のサ責が訪問事業責任者と兼務出来る。 ただし、非常勤サ責1人（常勤換算0.5）の場合は兼務出来ない。</p> <p>②サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ 2人目のサ責が訪問事業責任者と兼務出来る。 ただし、非常勤サ責1人（常勤換算0.5）の場合は兼務出来ない。</p>
変 更 後 (※経過措置あり)	<p>①サービス提供責任者2人（常勤2人）又は3人（常勤1人・非常勤2人） ※ 訪問事業責任者の配置があるものとみなされる。</p> <p>②サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ 常勤サ責2人の場合、標準型サービスの利用者を担当することも出来る（20人まで）。 ただし、非常勤サ責1人（常勤換算0.5）の場合は、標準型サービスの利用者を担当することは出来ない。</p>

**E 「訪問介護（専門型サービス）利用者：60人・標準型サービス利用者：30人」
の場合**

配 置 基 準	
現 行	<p>①サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ※ 2人目のサ責が訪問事業責任者と兼務出来る。 ただし、非常勤サ責1人（常勤換算0.5）の場合は兼務出来ない。</p> <p>②サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ 2人目のサ責が訪問事業責任者と兼務出来る。 ただし、非常勤サ責1人（常勤換算0.5）の場合は兼務出来ない。</p>
変更後 （※経過措置あり）	<p>①サービス提供責任者3人（常勤3人又は常勤2人・非常勤1人） ※ 訪問事業責任者の配置があるものとみなされる。</p> <p>②サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ 常勤サ責2人の場合、標準型サービスの利用者を担当することも出来る（20人まで）。 ただし、非常勤サ責1人（常勤換算0.5）の場合は、標準型サービスの利用者を担当することは出来ない。</p>

**F 「訪問介護（専門型サービス）利用者：59人・標準型サービス利用者：31人」
の場合**

配 置 基 準	
現 行	<p>①サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ※ 2人目のサ責が訪問事業責任者と兼務出来る。 ただし、非常勤サ責1人（常勤換算0.5）の場合は兼務出来ない。</p> <p>②サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ 2人目のサ責が訪問事業責任者と兼務出来る。 ただし、非常勤サ責1人（常勤換算0.5）の場合は兼務出来ない。</p>
変更後 （※経過措置あり）	<p>①サービス提供責任者3人（常勤3人又は常勤2人・非常勤1人） ※ 訪問事業責任者の配置があるものとみなされる。</p> <p>②サービス提供責任者2人（常勤2人又は常勤1人・非常勤1人） ・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ 常勤サ責2人の場合、標準型サービスの利用者を担当することも出来る（21人まで）。 ただし、非常勤サ責1人（常勤換算0.5）の場合、標準型サービスの利用者を担当出来るのは1人に限る。</p>

G 「訪問介護（専門型サービス）利用者：80人・標準型サービス利用者：20人」
の場合

配置基準	
現行	①サービス提供責任者3人（常勤3人又は常勤2人・非常勤1人） ※ 3人目のサ責が訪問事業責任者を兼務出来る。 ②サービス提供責任者2人（常勤2人）又は3人（常勤1人・非常勤2人） ・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ サ責が標準型サービスの利用者を担当することは出来ない。
変更後	①サービス提供責任者3人（常勤3人又は常勤2人・非常勤1人） ※ 訪問事業責任者の配置があるものとみなされる。 ②サービス提供責任者2人（常勤2人）又は3人（常勤1人・非常勤2人） ・訪問事業責任者1人（非常勤も可） ※ サ責が標準型サービスの利用者を担当することは出来ない。

問5 問4のD・E・Fの配置例において「※経過措置あり」となっているが、どのような経過措置なのか。

（答）

D・E・Fの配置例において、現行の基準（以下「旧基準」という。）では「サービス提供責任者2人」の配置をもって人員基準を満たすものとしているが、変更後の新基準では「サービス提供責任者3人」又は「サ責とは別に、訪問事業責任者1人」の配置を必要としているところである。

しかしながら、旧基準を満たすサ責の配置を行っていて、令和2年4月1日からただちに新基準を満たすためのサ責又は訪問事業責任者の配置を行うことが困難な事業所が発生する可能性が考えられることから、令和2年3月31日時点で既に事業所の指定を受けていて、旧基準を満たすサ責の配置を行っている事業所に限り、1年間の経過措置を設けることとする。

なお、この場合にあっても、経過措置期間中に速やかに新基準を満たすためのサ責又は訪問事業責任者の配置を行うよう努めること。

問 6 サ責の員数の基準を満たすことをもって、訪問事業責任者の配置基準を満たしているものとみなされる事業所における、標準型訪問サービスの利用者に対する初回加算の算定における留意点は。

(答)

サ責と別に訪問事業責任者を配置する場合又は配置しない場合のいずれにかかわらず、サ責が訪問事業責任者の役割を担う限りにおいて、標準型訪問サービスの利用者に対する初回加算の算定が可能である（訪問事業責任者が初回若しくは初回の標準型訪問サービスを行った日の属する月に標準型訪問サービスを行った場合又は当該標準型訪問サービス事業所のその他の従業者が初回若しくは初回の標準型訪問サービスを行った日の属する月に標準型訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合と同様とみなす）。

ただし、サ責と別に訪問事業責任者を配置する場合であっても、サ責が訪問事業責任者の役割を担わない場合又は担うことが出来ない場合は、初回加算を算定することは出来ない（初回加算の算定要件を満たさない）ことに留意すること。

以 上